

都道府県に交付金を交付し、地域の創意工夫を生かした 6次産業化の取組を支援します ～ 6次産業化ネットワーク活動交付金 ～

実施主体

都道府県、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体 等

事業要件

- 農林漁業者が複数の事業者と連携して行う取組であること
- 2のハード事業は、六次産業化・地産地消費(※1)又は農商工等連携促進法(※2)の認定計画に基づく取組であること

(※1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
(※2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

支援内容

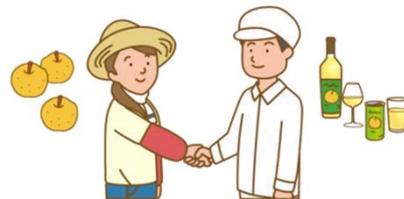
1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金（ソフト事業）

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者等が6次産業化ネットワークを構築して実施する新商品開発・販路開拓等の取組を支援します

プロジェクトの調査・検討、
プロジェクトリーダーの育成



・新商品の試作品開発
・商談会への出展による販路開拓 (*)



・都道府県等によるサポート機関の設置
・農林漁業者等への無料の個別相談



補助率 1/2 以内、定額

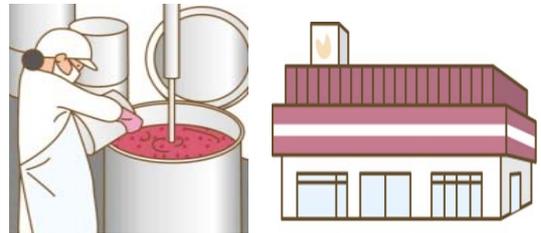
(*)については、六次産業化・地産地消費又は農商工等連携促進法の認定計画に基づく取組の場合、2/3以内

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (ハード事業)

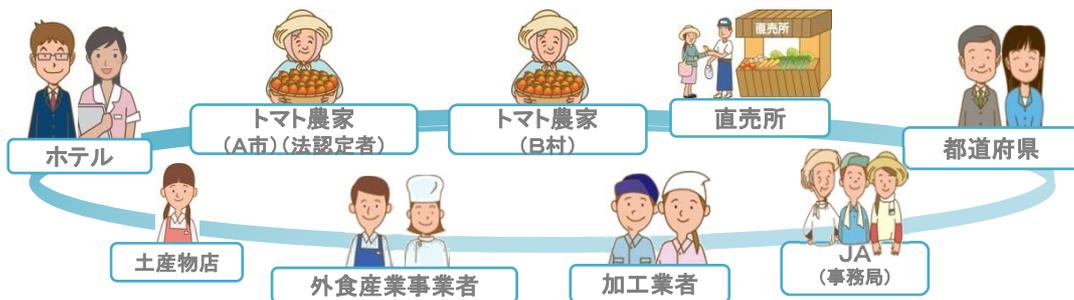
六次産業化・地産地消法及び農工商等連携促進法により認定された6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備を支援します

農林水産物の加工施設や販売施設の整備

補助率 1/2 以内



想定事例 (「トマトゼリー」の商品化)



- ① JAが農家に呼びかけ、六次産業化・地産地消認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携
- ② 法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売
- ③ 複数産地のトマト農家がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給

事業の流れ



詳細については、食料産業局産業連携課(☎03-6738-6473)までご連絡ください